

株 主 各 位

茨城県水戸市千波町2770番地の 5

暁飯島工業株式会社

代表取締役社長 荻 津 仁 彦

第66期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年11月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年11月22日（金曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所 茨城県水戸市千波町2770番地の 5

当社・本社3階会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項

第66期（2018年9月1日から2019年8月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

-
- * 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- * 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.eazima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、様々な国内政策を背景に、企業収益、雇用環境及び個人消費も底堅く推移するなど緩やかな景気の回復基調で推移いたしました。しかしながら、世界の経済成長は急速に鈍化し、横ばいの状態が続いている中、米中貿易紛争の高まりと金融市場の脆弱性リスクにより、投資が弱まり世界全体で景況感が悪化して経済活動が更に弱まる先行きが予想されております。

建設業界におきましては、政府建設投資及び民間建設投資は一定の水準を維持しておりますが、慢性的な技術労働者不足と建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇により受注競争が激化し、依然として厳しい経営環境が続いております。また、長時間労働等、働き方改革及び生産性向上への取り組みは業界全体での課題となっております。

このような状況のもと、当社は引き続き工事利益率及び営業利益率の向上を目標に、受注時採算性の強化、原価管理及び施工管理の徹底、諸経費削減などの諸施策を実施してまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、受注高は前事業年度比19.9%減少の66億97百万円となりましたが、売上高は前事業年度比9.2%増加の75億95百万円となりました。

損益面におきましては、売上高の増加などから、営業利益は前事業年度比18.6%増加の7億25百万円、経常利益も同じく15.8%増加の7億24百万円となりました。また、最終損益につきましても、前事業年度比27.1%増加の4億88百万円の当期純利益となりました。

(2) 当期の受注高、売上高及び繰越高

(単位：千円)

区 分	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
設 備 事 業			
建 築 設 備 工 事	2,306,602	3,745,624	3,252,043
リニューアル工事	4,060,626	3,439,485	2,618,762
土 木 工 事	—	—	—
プ ラ ン ト 工 事	—	—	—
ビ ル ケ ア 工 事	329,830	332,287	185,786
設 備 事 業 合 計	6,697,058	7,517,397	6,056,591
そ の 他 の 事 業			
太 陽 光 発 電 事 業	—	76,505	—
不 動 産 事 業	—	1,250	—
そ の 他 の 事 業 合 計	—	77,755	—
合 計	6,697,058	7,595,152	6,056,591

- (注)1. 当期売上高中の主な完成工事は、水戸市新庁舎建設機械設備工事、アパホテル国会議事堂前駅前新築工事(空気調和・衛生設備工事)、29繰国補第2号坂東市小学校校舎空調設備設置工事、水戸市東町運動公園体育館建設工事(空気調和・衛生設備工事)、特別養護老人ホームひばりヶ丘放射線防護改修工事(空気調和・衛生設備工事)、弘仁会志村病院移転計画工事(空気調和・衛生設備工事)、医療法人碧水会汐ヶ崎病院改築工事(空気調和・衛生設備工事)、特別養護老人ホーム白寿荘改築工事(空気調和・衛生設備工事)、修繕計画マイムビル冷温水発生機更新工事、アパホテル駒込駅前新築工事(空気調和・衛生設備工事)などです。
2. 次期繰越高中の主な手持工事は、県庁舎空調自動制御設備更新工事、30-31国補新谷田部学校給食センター建設工事(空気調和・衛生設備工事)、第31-12-202-K-001号東海村庁舎空調設備改修工事(空気調和・衛生設備工事)、都立八王子第二特別支援学校(29)新築給水衛生設備工事、水戸南町2丁目ホテル新築工事(空気調和・衛生設備工事)、霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業建設工事、水戸市新清掃工場建設工事(衛生設備工事)、アパホテル大森駅前新築工事(空気調和・衛生設備工事)、国際医療福祉大学成田病院医療ガス設備工事、警視庁本部庁舎(29)大規模改修給排水衛生設備工事その3などです。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度は、太陽光発電事業用の設備投資（3億12百万円）を行っております。

(4) 資金調達の状況

当事業年度は、経常運転資金の調達以外には、特に記載すべき資金調達は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 63 期 (2015年9月1日から 2016年8月31日まで)	第 64 期 (2016年9月1日から 2017年8月31日まで)	第 65 期 (2017年9月1日から 2018年8月31日まで)	第 66 期 (当事業年度) (2018年9月1日から 2019年8月31日まで)
受 注 高	8,192,074	8,007,956	8,359,566	6,697,058
売 上 高	7,818,645	8,093,202	6,954,264	7,595,152
営 業 利 益	677,674	915,224	612,037	725,720
経 常 利 益	681,802	932,340	625,349	724,334
当 期 純 利 益	458,410	641,798	384,272	488,292
1株当たり当期純利益	231円25銭	323円77銭	193円86銭	245円36銭
総 資 産	7,285,400	8,233,081	8,963,892	8,690,496
純 資 産	3,209,956	3,816,858	4,087,715	4,501,148
1株当たり純資産額	1,619円32銭	1,925円54銭	2,062円18銭	2,235円34銭

- (注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除後の株式数）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式を控除後の株式数）に基づき算出しております。
3. 2016年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。第63期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 当社では、設備事業以外では受注生産形態をとっておりません。

(6) 対処すべき課題

1 会社の経営の基本方針

当社は、創業以来茨城県を中心に、建築・土木に関連する設備工事の設計、施工及び保守管理を行ってまいりました。当社は、「健全なる企業活動を通じ誠意を持って社会に貢献する」ことを経営の基本方針とし、どのような環境下に置かれても、持続的発展が可能である企業となり、また株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待や信頼に応えるべく企業価値の向上を目指しております。

2 経営環境

建設業界におきましては、政府建設投資は首都圏を中心に東京オリンピック関連施設など高い水準で推移する一方で、地方については財政問題もあり弱含みとなる可能性があります。民間建設投資も企業収益の改善等を受け底堅く推移することが予想されます。一方で技術労働者不足と建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇が懸念され、引き続き楽観できない経営環境が続くものと思われまます。

3 経営戦略及び対処すべき課題

当社は、中長期的な経営戦略として「100年を超える企業を目指して」を旗印に、他社と差別化できる技術力やノウハウを活かし真のオンリーワン企業を目指してまいります。持続的発展が可能となる企業になるために、本業である設備工事の設計、施工及び保守管理を収益基盤とし、その拡大を目指していくことが重要な課題と考えております。そのための基本的な施策は以下のとおりであります。

- ① 当社の本業である設備工事の設計、施工及び保守管理を確実に継続していく上で、「リニューアル・メンテナンス」分野の企画提案力、技術競争力及び価格競争力の強化を図り、持続的成長の基盤を構築してまいります。
- ② 当社は現場の安全管理が重要であると認識しており、協力会社を含めた安全パトロールを実施して安全管理の更なる強化を図ってまいります。
- ③ 当社の主たる事業である設備事業において、当社は経営の基本方針を実現する上で、品質管理の徹底は重要であると認識しております。お客様の満足と信頼を得るため、ISO9001に基づいた品質管理を徹底してまいります。
- ④ 当社では、営業部門及び施工部門において、経営の基本方針の源泉として、専門的な知識やコミュニケーションスキルの高い人材確保及び育成が必要であり、そのための社内教育訓練プログラムの充実を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
建築設備事業	空調調和、衛生給排水、恒温恒湿、冷凍冷蔵、厨房等建築設備の設計・施工
リニューアル事業	リニューアル工事の調査・設計・施工、ビルの総合診断（建築、設備、電気）
ビルケア事業	各種建築設備の保守・点検、定期点検及び常駐メンテナンスサービス
その他の事業	太陽光発電、不動産の売買・賃貸

(9) 主要な営業所

本社：茨城県水戸市千波町2770番地の5
東京支店：東京都台東区上野七丁目6番11号 第一下谷ビル5階
つくば支店：茨城県つくば市高野台二丁目10番1号

(10) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
118名	(減) 5名	41.92歳	17.25年

(注) 従業員数には、執行役員6名を含めておりますが、顧問1名、嘱託18名、期間契約社員2名は含めておりません。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入額(千円)
水戸信用金庫	541,420
株式会社常陽銀行	216,100

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,200,000株（自己株式186,372株を含む）
- (3) 株主数 923名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
水戸信用金庫	178,840	8.88
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	152,000	7.55
株式会社光通信	146,700	7.29
株式会社太平フィナンシャルサービス	125,100	6.21
HORIZON GROWTH FUND	98,700	4.90
株式会社常陽銀行	96,000	4.77
暁飯島工業従業員持株会	77,500	3.85
アサガミ株式会社	71,000	3.53
新菱冷熱工業株式会社	70,200	3.49
暁飯島工業取引先持株会	59,780	2.97

- (注)1. 当社は自己株式を186,372株保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式（186,372株）を控除して計算しております。
3. 上記の「株主名」は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 自己株式の取得
単元未満株式の買取りにより自己株式を2株取得しております。
- ② 自己株式の処分
譲渡制限付株式報酬により自己株式を31,400株処分しております。
- ③ 決算期末における自己株式の保有株式数
普通株式 186,372株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年8月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荻 津 仁 彦	社長執行役員
取 締 役	吉 田 孝 夫	常務執行役員 ビルケア事業部長
取 締 役	植 田 俊 二	上席執行役員 茨城事業部長
取 締 役	長 野 正 紀	弁護士
常 勤 監 査 役	大 森 健 雄	
監 査 役	根 本 幸 司	株式会社根本事務所 代表取締役
監 査 役	春 日 均	

- (注)1. 取締役長野正紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役根本幸司氏及び春日均氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である長野正紀氏並びに社外監査役である根本幸司氏及び春日均氏の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役根本幸司氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役春日均氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中に新たに就任した監査役は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	就 任 年 月 日
監 査 役	春 日 均	2018年11月21日

7. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退 任 年 月 日
取 締 役	藤 沼 一 男	2018年11月21日（任期満了）
取 締 役	鈴 木 清 人	2018年11月21日（任期満了）
監 査 役	牧 野 吉 臣	2018年11月21日（任期満了）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員 (名)	報酬等の額 (千円)
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (1)	58,921 (2,190)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	11,890 (3,270)

- (注)1. 取締役の報酬限度額は、2007年11月21日開催の第54期定時株主総会において年額100,000千円（ただし、使用人分給与は含まれない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年11月21日開催の第54期定時株主総会において年額15,000千円と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額11,060千円（取締役9,490千円、監査役1,570千円）を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 長野正紀

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

② 監査役 根本幸司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社根本事務所の代表取締役を兼職しておりますが、同社と当社の間には取引その他特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 監査役 春日 均

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 長 野 正 紀	当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役 根 本 幸 司	当事業年度において開催された取締役会13回のうち12回、また、監査役会18回全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役 春 日 均	就任後開催された取締役会10回及び監査役会15回全てに出席し、主に金融機関で培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬について監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況及び報酬の算出根拠等を検証し、会計監査人の報酬額が適正であると認め同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月19日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保する体制整備に向けた基本方針を決定し、その後一部改正いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会的良識をもった行動の下に職務を遂行するための規範として「行動憲章」及びコンプライアンスその他の規程を制定し、企業倫理の遵守の徹底を図っております。
- ②コンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会は、社長を委員長とした常務会メンバーで構成し、コンプライアンス体制の整備、維持、向上に努めております。
- ③内部監査室は、各部門の業務の執行状況を検証し、コンプライアンスの確保を図るため、継続的に内部監査を実施しております。監査結果は、社長及び監査役会に報告しております。
- ④内部通報規程に基づき内部通報制度を運用し、法令・定款、企業倫理に逸脱した行為の未然防止、早期発見及び是正を図る体制を整えております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限基準に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報は、法令並びに文書管理規程の定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理しております。
- ②各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理しております。
- ③これらの情報は、主管部署が情報セキュリティ管理規程に基づき、情報資産の安全性の確保を適切に実施しております。取締役、監査役等は、業務上必要のある場合には、常時これらの情報を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の事業活動において管理対象とするリスクを抽出し、リスク管理規程においてリスク管理に関する基本事項を定めるほか、コンプライアンスに関するコンプライアンス規程、情報システムの運用、情報セキュリティ等情報管理に関する各種規程及び内部監査に関する内部監査規程を定め、各種リスクに対する管理体制を構築しております。
- ② 管理掌握取締役を委員長とするリスク管理委員会は、リスク管理に係る課題・対応策の協議・承認等、全社横断的なリスク管理を行うとともに、常務会、監査役会、経営会議に管理状況を定期的に報告しております。
- ③ 内部監査室は業務監査を通じ、各部門のリスク管理状況を監査し、管理上の問題点はリスク管理委員会に報告し、必要な改善策を実施することとしております。
- ④ 大震災等の災害時を想定したBCP（事業継続計画）の一環として「震災対応マニュアル」を制定しており、有事の際には、社長を本部長とする対策本部を設置し、即応できる体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は毎月1回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決議するとともに、代表取締役及びその他の取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。
- ② 常務会を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項その他取締役会から委嘱を受けた事項を審議・決議し、会社の意思決定の迅速化を図る体制を整えております。
- ③ 経営会議（取締役及び部長・支店長で構成）を毎月1回開催し、事業計画に基づく各部門の実績及び業務執行上の課題の報告を受け、報告に基づき取締役会で課題の検討及び意思決定を行う体制を整えております。
- ④ 取締役の職務執行の効率性を確保するため、迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進しております。執行役員は取締役会の監督のもと、年度目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行う体制を整えております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の事務局業務及び監査役の職務の補助は、必要に応じて内部監査室、総務部、経理部において行うこととし、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けないものとしております。

- ②当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求めています。
- ②取締役及び使用人は、会社の経営に重大な悪影響を及ぼすこと又はその恐れのあることを発見したときは、速やかに監査役に報告するものとします。

(7) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程において、通報した者が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする旨を定めています。また、その旨を役職員に周知徹底しております。

(8) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役、内部監査室、経理部門及び会計監査人との意思の疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めています。また、取締役は監査役の監査が効果的に実施できるよう監査環境の整備に努めています。
- ②内部監査室は、内部監査の年度計画を監査役会に報告し、その承認を受けるものとしております。また、監査の実施状況及び監査結果を監査役会に報告するものとしております。監査役会は必要に応じて、内部監査室に対し、追加の監査・調査実施、改善策の策定を指示又は勧告することができるものとしております。

(9) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を受けたときは、監査役職務の執行に支障の無いよう速やかに費用又は債務の処理を行います。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法その他関係法令に基づき、財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築しております。内部統制評価チームは会計監査人と連携し、内部統制システムの有効性を継続的に評価し、不備及び重要な欠陥があれば速やかに是正するとともに、取締役会、監査役に報告する体制を整えております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切遮断することを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力に対する基本方針を行動憲章に明記するとともに、全社員への周知徹底に努めております。また、総務部を統括部門として、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の外部専門機関等と連携し、折にふれ指導を受けるとともに、不当要求等が発生した場合への対応を図る体制を整えております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1年間）における実施状況は次のとおりであります。

①内部統制システムに対する取組み

内部監査によるモニタリングを通じ、内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善状況並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取組み状況を取締役に報告することにより、適切な内部統制システムの運用に努めております。

②コンプライアンス体制について

「行動憲章」を制定し、全役職員が社会的良識をもった行動を実践していくための規範とし、企業倫理の遵守の徹底を図っております。また、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、全社員への研修教育を継続し、コンプライアンスの意識の浸透・高揚に努めております。

③取締役の効率的な職務執行体制について

取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしております。

④監査役の監査体制について

監査役会を18回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしております。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制について

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしております。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしております。

⑥情報保存管理体制について

情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法の更なる厳格化を図っております。

⑦損失の危険に関する管理体制について

リスク管理規程に基づき、大規模自然災害発生時における連絡体制及び初動体制を整備し、模擬訓練を実施いたしております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,457,028	流 動 負 債	3,398,531
現 金 預 金	3,744,587	支 払 手 形	488,885
受 取 手 形	223,047	電 子 記 録 債 務	728,258
電 子 記 録 債 権	177,381	工 事 未 払 金	1,022,196
完成工事未収入金	1,004,182	短 期 借 入 金	80,000
未成工事支出金	180,019	1年内返済予定の長期借入金	195,040
前 払 費 用	2,333	1年内償還予定の社債	100,000
立 替 金	125,902	未 払 配 当 金	1,755
そ の 他	18,742	未 払 費 用	25,458
貸 倒 引 当 金	△19,170	未 払 法 人 税 等	161,595
固 定 資 産	3,233,467	未 払 消 費 税 等	34,879
有 形 固 定 資 産	2,741,992	未 成 工 事 受 入 金	436,810
建 物	156,464	預 り 金	15,421
構 築 物	317,537	前 受 収 益	764
機 械 及 び 装 置	396,279	完成工事補償引当金	7,180
車 両 運 搬 具	0	賞 与 引 当 金	88,741
工 具 器 具 ・ 備 品	5,645	役 員 賞 与 引 当 金	11,060
土 地	1,866,065	そ の 他	482
無 形 固 定 資 産	18,250	固 定 負 債	790,816
ソ フ ト ウ ェ ア	18,108	社 債	180,000
電 話 加 入 権	142	長 期 借 入 金	517,480
投資その他の資産	473,224	退 職 給 付 引 当 金	91,638
投 資 有 価 証 券	372,736	長 期 預 り 保 証 金	1,295
出 資 金	7,020	そ の 他	403
破 産 更 生 債 権 等	69,500	負 債 合 計	4,189,347
長 期 前 払 費 用	40,514	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	42,178	株 主 資 本	4,568,095
そ の 他	15,114	資 本 金	1,408,600
貸 倒 引 当 金	△73,840	資 本 剰 余 金	19,383
資 産 合 計	8,690,496	資 本 準 備 金	3,705
		そ の 他 資 本 剰 余 金	15,677
		利 益 剰 余 金	3,292,510
		利 益 準 備 金	48,371
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,244,139
		別 途 積 立 金	1,400,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,844,139
		自 己 株 式	△152,397
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△66,947
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△66,947
		純 資 産 合 計	4,501,148
		負 債 純 資 産 合 計	8,690,496

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年9月1日から
2019年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事売上高	7,517,397	
その他の事業売上高	77,755	7,595,152
売上原価		
完成工事原価	6,367,577	
その他の事業売上原価	44,299	6,411,876
売上総利益		1,183,276
販売費及び一般管理費		457,556
営業利益		725,720
営業外収益		
受取利息	598	
有価証券利息	1,149	
受取配当金	6,208	
仕入割引	1,619	
受取地代家賃	8,528	
貸倒引当金戻入額	12,579	
その他の	6,995	37,678
営業外費用		
支払利息	21,071	
社債利息	422	
投資有価証券売却損	3,098	
投資有価証券評価損	9,388	
その他の	5,083	39,063
経常利益		724,334
税引前当期純利益		724,334
法人税、住民税及び事業税	243,953	
法人税等調整額	△7,910	236,042
当期純利益		488,292

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年9月1日から)
(2019年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別途積立金	繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,408,600	3,705	—	3,705	42,424	1,200,000	1,621,260	2,863,684
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					5,946		△65,413	△59,466
当 期 純 利 益							488,292	488,292
別途積立金の積立						200,000	△200,000	—
自己株式の取得								
自己株式の処分			15,677	15,677				
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	15,677	15,677	5,946	200,000	222,878	428,825
当 期 末 残 高	1,408,600	3,705	15,677	19,383	48,371	1,400,000	1,844,139	3,292,510

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△178,070	4,097,919	△10,204	△10,204	4,087,715
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△59,466			△59,466
当 期 純 利 益		488,292			488,292
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△2	△2			△2
自己株式の処分	25,676	41,353			41,353
株主資本以外の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△56,742	△56,742	△56,742
当 期 変 動 額 合 計	25,673	470,176	△56,742	△56,742	413,433
当 期 末 残 高	△152,397	4,568,095	△66,947	△66,947	4,501,148

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 其他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) たな卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び償却率等については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

なお、損益計算書上は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事補償の支出に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を過去の実績率に基づき計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額及び当該支給見込額に対応する社会保険料会社負担見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は5,990,308千円であり、完成工事原価は5,048,680千円であります。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……金利スワップ取引

ヘッジ対象……借入金

③ヘッジ方針

金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 表示方法の変更

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)の適用に伴う変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	793,417千円
2. 担保資産及び担保付債務	
担保資産	
建物	126,223千円
土地	1,576,213千円
投資有価証券	57,121千円
合計	1,759,558千円
担保付債務	
短期借入金	80,000千円
1年内返済予定の長期借入金	160,040千円
長期借入金	517,480千円
合計	757,520千円

なお、公共工事履行契約についての金融機関保証に係る担保として、次の資産を担保に供しております。

現金預金	5,000千円
------	---------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
発行済株式				
普通株式	2,200,000	—	—	2,200,000
合 計	2,200,000	—	—	2,200,000
自己株式				
普通株式	217,770	2	31,400	186,372
合 計	217,770	2	31,400	186,372

(注)1. 自己株式の株式数の増加2株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の株式数の減少31,400株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月21日 定時株主総会	普通株式	59,466	30.00	2018年 8月31日	2018年 11月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年11月22日開催の第66期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金 の総額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2019年11月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	90,613	45.00	2019年 8月31日	2019年 11月25日

(注) 1株当たりの配当額には、特別配当15円が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	8,810千円
未払費用	498千円
貸倒引当金	28,330千円
賞与引当金	27,030千円
完成工事補償引当金	2,187千円
退職給付引当金	27,913千円
減価償却費（建物減損損失含む）	1,788千円
減損損失（土地・電話加入権）	8,740千円
投資有価証券評価損	3,755千円
会員権評価損	1,751千円
株式報酬費用	1,049千円
その他有価証券評価差額金	20,392千円
繰延税金資産小計	132,247千円
評価性引当額	△90,069千円
繰延税金資産合計	42,178千円
繰延税金資産の純額	42,178千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある
ときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	0.5%
評価性引当額の見直しによる影響等	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.6%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については一時的な余資を比較的安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行等金融機関からの借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、一部借入金金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、受注決裁基準及び債権取扱細則等に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化による回収懸念を早期に把握し、その低減を図っております。

投資有価証券は、主に株式、債券及び投資信託であり、事業推進目的及び純投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、時価や発行会社の財務状況等を定期的に把握し、保有状況の見直しを行っております。なお、債券はデリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品である他社株転換可能債であり、対象株式の時価変動リスクにも晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び工事未払金は、そのほとんどが4ヵ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る運転資金の調達であり、その返済・償還期限は最長でも決算日後5年以内であります。また、借入金の大部分は変動金利のため金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。なお、運転資金とは別に、太陽光発電事業のための設備投資に必要な資金を長期にて調達しており、その返済期限は決算日後11年であります。

営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社では適時に資金繰計画を作成するなど、適切な手元流動性維持に努め、その低減を図っております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (2) ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注) 2. 参照。）

区分	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金預金	3,744,587	3,744,587	—
(2) 受取手形	223,047	223,047	—
(3) 電子記録債権	177,381	177,381	—
(4) 完成工事未収入金	1,004,182	1,004,182	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	372,238	372,238	—
(6) 長期未収入金	4,200		
貸倒引当金（※1）	△4,200		
	—	—	—
資産計	5,521,437	5,521,437	—
(1) 支払手形	488,885	488,885	—
(2) 電子記録債務	728,258	728,258	—
(3) 工事未払金	1,022,196	1,022,196	—
(4) 短期借入金	80,000	80,000	—
(5) 社債（※2）	280,000	280,313	313
(6) 長期借入金（※2）	712,520	712,520	—
(7) デリバティブ取引	—	—	—
負債計	3,311,860	3,312,174	313

（※1）長期未収入金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）社債及び長期借入金には、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これらに関する種類ごとの2019年8月31日における貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	27,128	22,551	4,577
その他	23,327	20,391	2,935
小計	50,455	42,942	7,513
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	67,824	123,049	△55,224
債券			
社債	89,806	89,806	—
その他	164,151	183,387	△19,235
小計	321,782	396,242	△74,460
合計	372,238	439,185	△66,947

(注)1. 非上場株式(貸借対照表計上額498千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

2. 上記債券は、デリバティブ取引を組み込んだ複合金融商品である他社株転換可能債であり、組込デリバティブ損失9,388千円を営業外費用に計上しております。

なお、時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(6) 長期未収入金

長期未収入金は担保及び回収見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算期末日における貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 工事未払金、(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利によるものの時価は短期間で市場金利を反映することから、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっておりますが、一部金利スワップの特例処理の対象となっているものの時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	498

(注) 上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産

(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	3,744,587	—	—	—
受取手形	223,047	—	—	—
電子記録債権	177,381	—	—	—
完成工事未収入金	1,004,182	—	—	—
投資有価証券 其他有価証券のうち満期の あるもの(社債)	—	100,495	—	—
合計	5,149,199	100,495	—	—

(注) 長期未収入金については、償還予定日が見込めないため、上表には含めておりません。

(注) 4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の償還及び返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	80,000	—	—	—	—	—
社債	100,000	80,000	60,000	30,000	10,000	—
長期借入金	195,040	70,040	70,040	70,040	64,140	243,220
合計	375,040	150,040	130,040	100,040	74,140	243,220

(賃貸等不動産に関する注記)

当該事項は、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

当社は関連会社が存在しないため該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,235円34銭
- 1株当たり当期純利益 245円36銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

なお、記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年10月10日

暁飯島工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 兼 宏 章 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 雅 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、暁飯島工業株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年9月1日から2019年8月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年10月17日

暁飯島工業株式会社 監査役会

常勤監査役 大 森 健 雄 (印)

社外監査役 根 本 幸 司 (印)

社外監査役 春 日 均 (印)

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付け、将来の経営環境への対応や厳しい競争に勝ち抜くため、財務面での健全性を維持しつつ、各期の利益水準を勘案した成果の配分を行うことを基本方針としております。

2019年8月期におきましては、当期純利益が期初計画を上回るなど、業績も順調に推移しましたことから、直近の配当予想に特別配当15円を加算して、1株当たり45円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金45円 総額 90,613,260円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年11月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

当該剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して、新たな事業展開に備え、財務体質の強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000 円

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、現任取締役全員（4名）は任期満了となります。

つきましては、事業体制の一層の強化を図るため新たに1名を加え、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	おぎつ やすひこ 荻 津 仁 彦 (1954年4月29日生)	1978年4月 当社入社 2002年4月 茨城事業部営業部長 2003年11月 取締役 茨城事業部営業部長 2007年9月 取締役 常務執行役員 茨城副事業部長 2011年11月 代表取締役社長 社長執行役員（現任）	21,100株
2	う え だ し ゅ ん じ 植 田 俊 二 (1961年6月3日生)	1984年4月 当社入社 2006年9月 茨城事業部茨城工事部長 2008年9月 執行役員 茨城工事部長 2010年9月 執行役員 茨城副事業部長 2013年9月 上席執行役員 茨城事業部長 2016年11月 取締役 上席執行役員 茨城事業部長（現任）	4,000株
3	よ し だ た か お 吉 田 孝 夫 (1955年10月7日生)	1978年4月 当社入社 2001年9月 茨城事業部長 2002年11月 取締役 茨城事業部長 2007年9月 取締役 常務執行役員 茨城事業部長 2013年9月 取締役 常務執行役員 ビルケア事業部長（現任）	14,700株
4	新任 し ら い し ま な ぶ 白 石 学 (1971年10月23日生)	1995年4月 当社入社 2013年9月 茨城事業部茨城工事部長 2016年9月 執行役員 茨城工事部長（現任）	3,400株
5	社外 な が の ま さ の り 長 野 正 紀 (1944年2月25日生)	1983年4月 長野法律事務所開設 事務所長（現在） 1999年11月 当社社外監査役 2015年11月 当社社外取締役（現任）	4,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、2019年8月31日時点の株式数を記載しております。
3. 長野正紀氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 長野正紀氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識と豊富な経験を有しておられ、当社の社外監査役を長年務め、事業内容も熟知されておられることから、当社の経営に対し適切な助言をいただくことにより一層のコーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断しております。
5. 長野正紀氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、長野正紀氏と同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2017年11月21日開催の第64期定時株主総会において補欠監査役に選任された大庭幸生氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
社外 お お さ ち お 大 庭 幸 生 (1966年8月2日生)	1986年7月 税務署入署 2008年8月 あさひ税理士法人 入所 2011年5月 税理士法人神田計理 代表社員 2014年6月 茨城税理士法人 代表社員 (現在)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大庭幸生氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 大庭幸生氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、税理士としての高度な専門的知識・経験等を当社の監査に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 大庭幸生氏が監査役に就任された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬限度額は2007年11月21日開催の第54期定時株主総会において、年額100,000千円（ただし、使用人分給与は含まれない。）、監査役報酬限度額は同株主総会において、年額15,000千円とご承認いただいておりますが、今般、取締役については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、監査役については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役及び監査役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。以下「対象取締役」といいます。）及び監査役（社外監査役を除きます。以下同じ。以下「対象監査役」といい、対象取締役とあわせて「対象役員」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役については年額15,000千円以内、対象監

査役については年額1,500千円以内といたします。また、各対象役員への具体的な配分については、取締役会の決議又は監査役の協議により決定することといたします。

なお、現在の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は引き続き3名（うち社外監査役2名）となります。

また、対象役員は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、対象取締役については年10,000株以内、対象監査役については年1,000株以内（ただし、いずれも、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象役員は、2年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)
- (2) 対象役員が譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象役員が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

本議案が承認可決されることを条件として、当社の執行役員（取締役を兼務する者を除きます。）に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場 茨城県水戸市千波町2770番地の5

当社・本社3階会議室

電話 (029) 244-5111 (代表)

〈交通のご案内〉

- ・バスご利用の場合は水戸駅北口⑥番バスのりばより、関東鉄道バス千波方面行(約30分) 葵陵高校入口下車徒歩2分
- ・タクシーご利用の場合は水戸駅南口より約20分、水戸駅北口より約25分
- ・常磐自動車道ご利用の場合は水戸ICより約20分(国道50号バイパス経由)

